

「アフリカビジネスデスク」

利用規約

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

2026年9月15日

アフリカビジネスデスクのサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、原則として本利用規約に基づき提供します。本利用規約と他の利用条件等が矛盾・抵触する場合には、当該利用条件等において明示的に本利用規約の適用が排除されていない限り、本利用規約が優先するものとします。

1. 対象企業

アフリカのパートナー候補企業（代理店、ディストリビューター、販売先、協業先等）との商談を現時点で希望しており、なおかつ商談が可能な状態の日本企業（本社を日本に置く法人およびその海外現地法人や支店、駐在員事務所等）

※1：「商談が可能な状態」とは、原則として以下の条件をすべて満たす、あるいは満たしているとジェトロが判断した状態を指すものとします。

- 対象製品・サービスがすでに販売可能な状態にあること（製品・サービスが開発前又は開発中の場合は、本サービスの対象外となります）。
- 海外ビジネスの経験が有り、また海外企業との意思疎通に問題がないこと。
- 対象となる海外事業展開について、社内で適切な意思決定が得られていること。

※2：コンサルタント、サプライヤー、商社等の共同利用者（以下「共同利用者」といい、申込者と共同利用者を併せ「利用者」といいます。）と共同で本サービスをご利用いただく場合（調査レポート・企業リストの共有、商談への同席等）は、サービスの利用主体となる1社のみお申し込みください。共同利用にあたっては、追加の手続きをお願いする場合があります。お申し込みの際は、「お申し込み」フォーム内の該当欄にチェックを入れてください。

2. サービス提供対象外・サービスの中止

次の各号に該当する場合は本サービスの提供対象外とします。ジェトロが本項(1)～(3)、(13)～(17)への同意を求めた時点において虚偽申告を行った場合は、それが明らかになった時点において申込を無効とすると同時に、本サービスの提供をお断りします。また、ジェトロの経費負担分について支払いを請求するとともに、今後ジェトロの他サービスをご利用いただけなくなる場合があります。

- 申込者が前項記載のサービス提供対象にならない場合
- 反社会的勢力からの申込（反社会的勢力の定義は「3. 反社会的勢力排除」に記載）
- 大学、研究機関、シンクタンク、調査会社、コンサルタント等への調査研究支援、再委託調査、クライアントへの回答や商談目的とみなされるもの、サービスを実質的に活用する者が申込者本人でないもの（本号に該当する場合でも、ジェトロの判断により本サービスの提供を行うことがあります）
- 非公開企業情報の調査依頼（営業活動、財務情報、銀行取引状況、風評、信用能力、取引先等）
- 申込者に代行し製品サービスの営業を行う依頼
- サンプル収集、アンケート実施、写真撮影、又はこれに類する活動を行う依頼
- 現地法制度の解釈、又はこれに類する依頼
- 秩序を乱す恐れがある、違法な活動目的と判断される、あるいは公序良俗に反する依頼
- 申込者がジェトロの規定する申込方法や申込書の必要事項記入および利用後アンケートに協力しない場合。また、ジェトロのサービス提供にあたり必要となる製品・サービス等の情報提供に協力しない場合
- 申込者がジェトロからの連絡や照会等に対して応答しない状態が続く場合。また、ジェトロからの依頼事項への対応に著しい遅延が認められる場合。
- 過去に同一内容の依頼を行ったにもかかわらず、正当な理由のない再調査依頼

- (12) 過去ジェットロが取得した商談アポイントメントを、正当な理由なく自己都合によりキャンセルした申込者からの依頼
- (13) 本サービスの提供外地域にかかる相談
- (14) 本サービスお申込時やサービス提供中の、コーディネーターへの直接の連絡、照会、依頼等
- (15) 本サービス提供中の、ジェットロの承諾のない商談先への直接の連絡や商談設定
- (16) 本サービス提供中に商談設定を含めたサービス提供をジェットロの了承無く申込者が拒否する場合
- (17) 本サービス終了時にアンケートへの協力をジェットロの了承無く申込者が拒否する場合
- (18) 上記の他、ジェットロがサービス提供不可能と判断する場合

3. 反社会的勢力排除

反社会的勢力とは現在次の各号に該当する者、又は次の各号のいずれにも該当しなくなった日から5年間を経過しない者となります。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
- (2) 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員、暴力団準構成員並びに暴力団関連企業
- (3) 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊技能暴力集団」等の団体又は個人
- (4) 前各号の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- (5) その他、前各号に準ずる者

利用者はジェットロに対し、次の各号のすべてについて表明し保証します。ジェットロは、利用者が次の各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく本サービスの提供を終了し、ジェットロは損害賠償その他の一切の責めを負わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
- (2) 親会社等、役員その他、名義上又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者又は受託者とししないこと。
- (4) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。
- (5) 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。
- (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行ふ予定がないこと。
- (7) 自ら又は第三者を利用して、次に該当する違法行為を行わないこと。
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いてジェットロの信用を毀損し又はジェットロの業務を妨害する行為(オ) 上記に準ずる行為
- (8) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

4. 免責事項

- (1) ジェットロおよびコーディネーターは、可能な限り正確な情報及び有用なサービスを提供するよう努力しますが、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、利用者の責任と判断で行うものとし、サービスの利用によって生じた損害につきジェットロおよびコーディネーターは一切の責任を負いません。
- (2) 本サービス利用で得た情報を第三者に提供する行為は固くお断りします。利用者による第三者への情報提供により紛議が生じた場合、ジェットロおよびコーディネーターは一切責任を負わず、利用者が損害賠償を行うものとします。
- (3) ジェットロから提供する資料、商談先やコーディネーターとの面談は外国語（英語、現地公用語）を使用することがありますが、ジェットロは翻訳、通訳の手配ならびにその費用負担は行いません。
- (4) ジェットロは、本サービスの品質向上のため、実施される商談の内容の全部又は一部を録画、録音することができます。
- (5) サービス提供までの所要日数は、ジェットロがサービス依頼フォームを受領し対応可能と判断してから3週間から4週間程度です。申込内容、申込状況、国情、季節要因等により遅延する場合があります。
- (6) 申込内容によっては現地諸事情により対応できない場合があります。その場合、ジェットロと利用者との協議のうえ、申込

内容の一部又は全部を取り消すことができます。

- (7) ジェトロおよびコーディネーターが提供する現地企業情報や現地企業との商談アポイントメント取得は、取引を保証するものではありません。ジェトロおよびコーディネーターは、設定した商談の進捗や結果に対する責任を一切負いません。万が一損害が生じた場合も一切責任を負いません。
- (8) ジェトロおよびコーディネーターがその裁量で設定しているバイヤー選定基準はバイヤー自身の信用性等を保証するものではありません。バイヤーとの契約の諾否は、利用者自身の判断、責任において行ってください。当該契約に起因又は関連して利用者に如何なる紛争（契約に関するものや知的財産権侵害に関するもの等）が発生したとしても、ジェトロおよびコーディネーターは利用者に対し一切の責任を負わないものとします。
- (9) パートナー候補企業が、外務省渡航情報上レベル2以上の地域、又はジェトロの判断により現地情勢上渡航が困難とされる地域に所在する場合には、ジェトロからの紹介、ならびにアポイントメント取得・随行が困難なことがあります。また、天災やストライキその他不測の事態や先方都合による直前のキャンセルもあることも予めご了承ください。ジェトロは、利用者自身が手配した通訳や移動手段に係るキャンセル料を一切負担しません。
- (10) ジェトロおよびコーディネーターの同行有無に関わらず、渡航期間中に不測の事故等が発生した場合についても、ジェトロおよびコーディネーターは一切責任を負わず、補償しません。予め渡航に際し利用者の自己負担での海外傷害保険への加入を推奨します。
- (11) ジェトロは、利用者への個別通知又はWEBサイトへの掲載により、本利用規約及び免責事項の内容を変更することができます。
- (12) 各サービスの申込方法全般は、ジェトロが別途規定します。なお、事前告知なく変更を行う場合や、申込状況等により早期にサービス申込受付を締切場合があります。
- (13) ジェトロおよびコーディネーターは、類似業種に属する複数の企業の申込に同時に対応する場合がありますが、これにより生じた損害についてジェトロおよびコーディネーターは一切の責任を負いません。
- (14) 前各項に定めるほか、ジェトロおよびコーディネーターは本サービスへの申込又は本サービスの提供に起因又は関連して、利用者に如何なる損害が発生したとしても、利用者に対し一切の責任を負わないものとします。

5. 秘密保持

ジェトロ、コーディネーターおよび利用者は、書面、電磁的方法、口頭その他方法の如何を問わず、当事者のいずれかから開示され、又は、本サービスを実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の一切の知識及び情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として扱うものとし、事前に開示した当事者の承諾を得ることなく、秘密情報を本サービスの実施以外の目的に使用し、又は第6項の場合を除き第三者に開示してはならないものとします。なお、個人情報についてジェトロは、「個人情報保護方針」（<https://www.jetro.go.jp/privacy/>）に基づき、利用者の個人情報を慎重に取扱い、安全かつ適切な保護に努めます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後、開示を受けたジェトロの責によらずして公知となった情報
- (2) 開示を受けたジェトロが、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点ですでに開示を受けたジェトロが保有している情報
- (4) 開示を受けたジェトロが、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5) 開示した利用者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は官公庁により開示を要請された情報
- (7) 関係先の紹介又は面談アレンジを行うため必要な範囲でジェトロ又はコーディネーターが関係先に開示する情報

6. サービス利用後アンケートへの回答及び成果の公開

ジェトロは利用者の海外展開の進捗状況及びその成果の把握、フォローアップ、本サービスの改善等を目的にアンケートを実施しています。本サービスの提供には、アンケートへの回答が条件となります。さらに成果調査のため、訪問・電話等によるヒヤリングを依頼することがあります。ジェトロは、本サービスを通じて一定の海外展開成果を生んだ事例について、事前承諾を得たうえでジェトロのウェブサイト等で公表することがあります。

7. 各サービスについて

本サービスは、利用者からのご要望に基づき、主に以下の内容を提供します。また、これに加え、ジェトロの海外事務所を通じてアフリカ企業から寄せられた引き合いをもとに、当該引き合いに合致する可能性のある日本企業に対し、ジェトロからお声がけを行う場合があります。

①特定分野の市場・対象国のビジネス慣習・現地ビジネスに関する情報提供

- ・ 対面・オンライン面談によるブリーフィングや調査レポートにて、情報提供を行います。
- ・ 面談の申込は希望日 2 週間前を締切りとし、確定した予約日時の変更はできません。

②パートナー候補リストアップ・アポイントメント取得

- ・ 現地のパートナー候補企業のリストアップを行います。企業リストアップにミスマッチが発生する可能性が高い、又は商談準備等の見通しが立っていないため商談に進むことができないとジェトロが判断した場合、本サービスの申込はできません。
- ・ リストアップ企業とのオンライン（又は現地渡航）での商談を設定します。商談には、ジェトロ職員、コーディネーター、又はその双方が同席します。商談アポイントメント取得の申込は希望日2週間前を締切りとし、予約日時の変更はできません。対象日は海外現地の祝休日および商談希望先の定休日を除く業務時間内に限ります。時差への対応は利用者自身で行うものとし、取得済アポイントメントの利用者都合によるキャンセルはできません。
- ・ 利用者が現地に渡航する商談において、コーディネーターの随行を希望する場合、対象地域はアフリカビジネスデスク設置海外事務所もしくはコーディネーターが所在する都市および日帰りが可能な近郊に限ります。

8. 準拠法・管轄

本利用規約に定める法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠するものとします。また、本利用規約に定める法律関係及びそれに基づく個別契約から生じる紛争が円満に解決できない場合は、東京地方裁判所および東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄とします。

以上